

**令和 8 年度 琉球歴史文化コンテンツ創出支援事業
委託業務 企画提案公募要領**

本公募は、沖縄県の令和 8 年度当初予算の成立及び国の沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立決定後及び国の交付決定後に効力を生じるものです。

県議会において、沖縄県の令和 8 年度当初予算案が否決された場合若しくは変更された場合又は本事業に係る国の交付決定がなされなかった場合若しくは交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しない又は契約額を変更することがありますので予めご了承ください。

1 事業目的

別添「企画提案仕様書」のとおり

2 提案内容の要件

別添「企画提案仕様書」のとおり

3 事業期間

別添「企画提案仕様書」のとおり

4 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

（参考）○地方自治法施行令

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

- (2) 県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で実施する場合には代表法人が県内に本店又は支店を有していること。

- (3) 共同企業体で実施する場合は、共同企業体の中に管理法人を 1 者置くものとする。管理法人は、本事業の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同企業体を構成する法人を代表する。

管理法人は、以下の要件を満たすことが必須である。

- ア 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

- イ 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
- ウ 県内において業務進捗状況や業務内容等に関する打合せに円滑に対応できる体制を有すること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと、及び次に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 本業務の実施に際して、正副 2 名以上の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれる者
- (7) 当該事業の対象となる業務内容や納入期限を履行できる専門的な技術・手法、情報、経験実施体制が十分な者であること。
- (8) コンテンツ創出や文化の産業化等に関し、支援経験や知識を有し、幅広い情報・人的ネットワークを有する者
- (9) 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体の構成員は、法人単体で申請することはできない。
- (10) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (11) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (12) 労働関係法令を遵守していること。

5 応募手続及びスケジュール

- (1) 企画提案公募要領等の配布
 - ア 配布(掲載)期間：令和 8 年 2 月 26 日（木）から同年 3 月 11 日（水）まで
 - イ 配布(掲載)場所：沖縄県公式ホームページ（「公募・入札発注情報」）及び文化振興課ホームページ
- (2) 応募に係る質問受付期間
令和 8 年 2 月 26 日（木）から同年 3 月 2 日（月）正午（12:00）まで
- (3) 質問の提出方法
質問は、質問書（様式 10）により令和 8 年 3 月 2 日（月）正午（12:00）までに E メールにて文化振興課代表アドレス (aa058106@pref.okinawa.lg.jp)宛てに提出すること。
質問の E メールを送信する際は、件名を「琉球歴史文化コンテンツ創出支援事業委託

業務に関する質問（会社名）」とすること。メール送信後は、念のため、受信確認（TEL:098-866-2768）を行うこと。

(4) 質問への回答

質問及び回答の内容は、令和8年3月5日（木）17時までに文化振興課ホームページに掲載する。

なお、審査に関する問合せには応じないこととする。

(5) 応募申請書及び企画提案書等の提出期間

提出期間：令和8年2月26日（木）～令和8年3月11日（水）17:00 必着

提出場所：企画提案公募要領5頁の11に掲載。

提出方法：持参又は郵送により提出。ただし、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内に到着するよう送付すること。

6 提出書類等

(様式1) 企画提案応募申請書

(様式2) 企画提案書

(様式3) 会社概要表（組織図、業務内容、資格等）

(様式4) 積算書

(様式5) 業務の年間スケジュール表

(様式6) 委託業務の執行体制

(様式7) 実績書

(様式8) 申請受理票

(様式9) 誓約書

- 会社・法人の登記簿謄本

- 共同企業体協定書（共同企業体の場合に限る。）

※共同企業体の場合は、（様式3）会社概要表、（様式7）実績書及び会社・法人の登記簿謄本を構成員ごとに提出すること。

※（様式7）実績書には、専任担当者の業務実績も記載すること。

※提出部数：様式2～様式7は、8部（正本1部、副本7部）

それ以外は、1部（提出書類受理確認後、様式8は返戻する。）

7 見積要件

今回の企画提案に当たっては、**9,290千円（消費税込み）**の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額とは異なる。

8 選定方法

応募のあった提案については、文化振興課において第一次審査（応募資格審査）を行い、上位3者程度を選定する。その後、沖縄県に設置する企画提案選定委員会において、書面による第二次審査を行い、入選者を選定する。

(1) 第一次審査結果通知：令和8年3月16日（月）予定

(2) 第二次審査結果通知（選定結果通知）：令和8年4月6日（月）以降を予定

※応募者が1者であった場合は、企画提案選定委員会において妥当性の審査を行う。

※企画提案選定委員会前に県担当者が確認・ヒアリングを求める場合がある。なお、提出書類等の返却は行わない。

- ※審査結果についての異議申立て、質問等は受け付けない。
- ※一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

9 委託契約について

委託契約については、原則として第一位入選者とするが、委託に関しては必要な協議が合意に至らない場合は次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ契約するものとする。

10 その他

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ 企画提案公募要領に違反すると認められる場合
 - オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
 - カ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え、再提出は、軽微な変更を除き、原則認めない。
- (4) 企画提案書等の作成に要する経費等、本事業の企画提案に要した経費については、申請者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (6) 入選者選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (7) 入選者の選定に当たっては、提案された内容を総合的に評価し決定する。そのため、業務を実施するに当たっては、県と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施するものではない。
- (8) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(参考) ○沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)

(契約保証金)

第101条 略

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 略

(3) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)~(14) 略

- (9) 1事業者(複数の事業体で事業を実施する場合は1共同企業体)あたり、提案は1件とする。

11 問合せ・書類提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階

沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課 文化企画班 担当者：喜屋武

※担当者は、令和8年4月1日以降、変更になる場合があります。

TEL：098-866-2768 / FAX：098-866-2122

E-mail：aa058106@pref.okinawa.lg.jp